

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		介護医療院に関して広告できる事項の許可
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第 1 1 2 条 第 1 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法令所管省庁からの通達に基づいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 (平成30年3月26日条例第29号)</li> <li>・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成30年3月22日老老発0322第1号)</li> <li>・介護医療院に関して広告できる事項について (平成30年3月30日老老発0330第1号)</li> </ul> <p>(主な基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員に関する基準</li> <li>・設備に関する基準</li> <li>・運営に関する基準</li> </ul>
	設定等年月日	平成30年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請書受付日から30日以内。
	設定等年月日	平成30年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		